

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 5 月 8 日

【会社名】 株式会社バロー

【英訳名】 VALOR CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 田代 正美

【本店の所在の場所】 岐阜県恵那市大井町180番地の1  
( 上記は登記上の本店所在地で実際の業務は下記でおこなっております。 )

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 岐阜県多治見市大針町661番地の1

【電話番号】 (0572)20 0860(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長兼情報システム部長 志津 幸彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )  
株式会社名古屋証券取引所  
( 名古屋市中区栄三丁目 8 番20号 )

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成26年11月5日開催の取締役会において、平成27年6月25日に開催予定の定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件として、平成27年10月1日を目処に会社分割（吸収分割）の方式により持株会社体制へ移行することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、平成27年6月25日に開催予定の定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件として、平成27年10月1日を吸収分割の効力発生日とした吸収分割契約の締結を承認することを決議し、未決定事項について決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正内容】

2「報告内容」について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

### (1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社（平成27年4月上旬設立予定）
本店の所在地	岐阜県多治見市
代表者の氏名	代表取締役社長 田代 正美
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	スーパーマーケット事業

商号	株式会社ホームセンターパロー分割準備会社（平成27年4月上旬設立予定）
本店の所在地	岐阜県多治見市
代表者の氏名	代表取締役社長 田代 正美
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	ホームセンター事業及びペットショップ事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
平成27年4月上旬に設立予定であるため、確定した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
株式会社パロー（提出会社） 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社（提出会社）100%出資の子会社として設立される予定です。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣する予定です。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築に向け、小売事業から派生した物流事業、食品製造業、アグリ事業などの多様な事業を創出し、各々の自律性を重視しながら、企業規模を拡大してまいりました。しかし近年、国内市場の縮小、調達・建築コストの上昇及び人材確保難、業態間競争や業界再編の進展など、当社を取り巻く経営環境は急速に変化し、今後より一層厳しさを増すと予見されます。

このような環境下において、当社が持続的な成長を実現し、企業価値の最大化を図るためには、全体最適を鑑み、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

当社が持株会社体制へ移行する目的は以下の通りです。

グループ戦略の構築・遂行

持株会社がグループ戦略機能を担い、経営資源を最適配分することによって、戦略遂行度の向上を図ります。

管理機能集約による効率化

資金調達の一元化や情報システムの共通化など、各事業会社の管理機能を集約することによって効率化を図ります。

個別事業の成長

各事業会社においては個別の事業活動へ注力し、その成長を加速させます。中核のスーパーマーケット事業に加え、特に、中部薬品株式会社が展開するドラッグストア事業と持株会社体制へ移行後に会社分割されるホームセンター事業の出店を加速し、当社の安定成長を担う主要事業へ成長させます。

ガバナンスの強化

各事業会社の責任及び権限を明確にするとともに、持株会社が業務執行に対する監督機能を担い、ガバナンスを強化します。

人材育成

今後の成長を支える人材を各事業会社の経営幹部として配し、経営人材として育成します。

(3) 吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とする会社分割により、分割する事業を当社が100%出資する子会社に承継する方法を予定しております。

吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数

未定です。

吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	平成26年11月5日
分割準備会社の設立	<u>平成27年4月上旬(予定)</u>
吸収分割契約承認取締役会	<u>平成27年5月上旬(予定)</u>
吸収分割契約締結	<u>平成27年5月上旬(予定)</u>
吸収分割契約承認時株主総会	<u>平成27年6月下旬(予定)</u>
吸収分割の効力発生日	平成27年10月1日(予定)

その他の吸収分割契約の内容

未定です。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定です。

(5) 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社 (平成27年10月1日付で「株式会社スーパーマーケットパロー」に商号変更予定)
本店の所在地	岐阜県多治見市
代表者の氏名	代表取締役社長 田代 正美(予定)
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	スーパーマーケット事業

商号	株式会社ホームセンターパロー分割準備会社 (平成27年10月1日付で「株式会社ホームセンターパロー」に商号変更予定)
本店の所在地	岐阜県多治見市
代表者の氏名	代表取締役社長 田代 正美(予定)
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	ホームセンター事業及びペットショップ事業

以上

(訂正後)

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社(平成27年4月1日設立)
本店の所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の1
代表者の氏名	代表取締役社長 田代 正美
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	スーパーマーケット事業

商号	株式会社ホームセンターパロー分割準備会社(平成27年4月1日設立)
本店の所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の1
代表者の氏名	代表取締役社長 田代 正美
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	ホームセンター事業及びペットショップ事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
平成27年4月1日に設立しており、確定した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
株式会社パロー(提出会社) 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社(提出会社)100%出資の子会社であります。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣しております。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築に向け、小売事業から派生した物流事業、食品製造業、アグリ事業などの多様な事業を創出し、各々の自律性を重視しながら、企業規模を拡大してまいりました。しかし近年、国内市場の縮小、調達・建築コストの上昇及び人材確保難、業態間競争や業界再編の進展など、当社を取り巻く経営環境は急速に変化し、今後より一層厳しさを増すと予見されます。

このような環境下において、当社が持続的な成長を実現し、企業価値の最大化を図るためには、全体最適を鑑み、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

当社が持株会社体制へ移行する目的は以下の通りです。

グループ戦略の構築・遂行

持株会社がグループ戦略機能を担い、経営資源を最適配分することによって、戦略遂行度の向上を図ります。

#### 管理機能集約による効率化

資金調達の一元化や情報システムの共通化など、各事業会社の管理機能を集約することによって効率化を図ります。

#### 個別事業の成長

各事業会社においては個別の事業活動へ注力し、その成長を加速させます。中核のスーパーマーケット事業に加え、特に、中部薬品株式会社が展開するドラッグストア事業と持株会社体制へ移行後に会社分割されるホームセンター事業の出店を加速し、当社の安定成長を担う主要事業へ成長させます。

#### ガバナンスの強化

各事業会社の責任及び権限を明確にするとともに、持株会社が業務執行に対する監督機能を担い、ガバナンスを強化します。

#### 人材育成

今後の成長を支える人材を各事業会社の経営幹部として配し、経営人材として育成します。

### (3) 吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

#### 吸収分割の方法

当社を分割会社とする会社分割により、スーパーマーケット事業及びホームセンター事業・ペットショップ事業をそれぞれ当社が100%出資する株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社及び株式会社ホームセンターパロー分割準備会社に承継させます。

#### 吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数

本件分割に際して吸収分割承継会社である株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社は普通株式を1,800株、株式会社ホームセンターパロー分割準備会社は普通株式を1,800株発行し、これを全て吸収分割会社である当社に割当て交付いたします。

#### 吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	平成26年11月5日
分割準備会社の設立	平成27年4月1日
吸収分割契約承認取締役会	平成27年5月8日
吸収分割契約締結	平成27年5月8日
吸収分割契約承認時株主総会	平成27年6月25日(予定)
吸収分割の効力発生日	平成27年10月1日(予定)

#### その他の吸収分割契約の内容

当社と各吸収分割承継会社が平成27年5月8日に締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

<当社と株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社との吸収分割契約の内容>

## 吸収分割契約書

株式会社パロー(以下「甲」という。)及び株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社(以下「乙」という。)は、スーパーマーケット事業(以下「本件事業」という。)に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本件分割」という。)に関し、次のとおり分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条(目的)

甲(吸収分割会社)は、吸収分割の方法により、本件事業に関して甲が有する権利義務を、乙(吸収分割承継会社)に承継させ、乙はこれらを承継する。

(甲) 吸収分割会社

商号：株式会社パロー

住所：岐阜県恵那市大井町180番地の1

(乙) 吸収分割承継会社

商号：株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社

住所：岐阜県多治見市大針町661番地の1

(分割対象事業)

甲が行うスーパーマーケット事業

第2条 (承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、( ) 法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は( ) 本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。なお、承継債務に係る甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、甲が履行その他の方法により債務を消滅させたときは、甲は、乙に対し、求償するものとする。

第3条 (吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式1,800株を発行し、甲に対し、本承継対象権利義務の対価として、そのすべてを割当交付する。

第4条 (乙の資本金等の額)

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割の効力発生日における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金      | 90百万円                   |
| (2) 資本準備金    | 100百万円                  |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金    | 0円                      |
| (5) その他利益剰余金 | 0円                      |

第5条 (株主総会の承認)

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第6条 (効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条 (競業禁止義務)

甲は、本件分割後においても、本件事業について競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

## 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

## 第9条（本契約の条件変更及び解除）

1. 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本契約は、第5条により甲及び乙のいずれもの株主総会において本契約による会社分割が承認されることを停止条件として、効力を生じる。

## 第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年5月8日

（甲）岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社パロー

代表取締役社長 田代 正美

（乙）岐阜県多治見市大針町661番地の1

株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社

代表取締役社長 田代 正美

（別紙）

### 承継対象権利義務明細

乙が本件分割により甲から承継する本承継対象権利義務は、本件分割の効力発生日において甲の本件事業に属する、次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、以下の記載は平成27年3月31日現在の貸借対照表を基礎とするものであり、本件分割の効力発生日前日までに増減した場合には増減分を含むものとする。

#### 1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

##### (1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

現金及び預金、両替準備金、売掛金、商品、貯蔵品、立替金、前払費用、未収入金等

##### (2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

機械及び装置、器具備品、車両運搬具等（不動産及び知的財産権は含まない。）



## 2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

### (1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

買掛金、リース債務、未払金、未払費用、賞与引当金（パートタイム従業員に係るもの）等

### (2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

長期リース債務等

## 3. 雇用契約等

### (1) 雇用契約

本件分割の効力発生日における甲の従業員の労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務の承継は、次のとおりとする。

本件事業に主として従事する「パートタイム従業員及びアルバイト従業員」について

本件分割によって乙に承継する。

以外の従業員について

本件分割によっては乙に承継しない。なお、甲は、本件分割の効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員（パートタイム従業員及びアルバイト従業員を除く）を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。

### (2) 労働協約

甲がパローグループユニオンとの間で締結している労働協約は、本件分割の効力発生後において、甲とパローグループユニオン、乙とパローグループユニオンのそれぞれの間で、引き続き同一内容で効力を有する。

## 4. 知的財産

本件分割の効力発生日において本件事業に属する甲の特許、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産は、本件分割によって乙に承継しない。

なお、乙が本件事業の継続に必要なものについては、別途協議の上甲が乙にその使用を許諾する。

## 5. 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務は、本件分割によって乙に承継する。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び乙に引き継がないものとして甲乙間で合意したものを除く。

## 6. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものは、本件分割によって乙に承継する。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

<当社と株式会社ホームセンターパロー分割準備会社との吸収分割契約の内容>

## 吸収分割契約書

株式会社パロー（以下「甲」という。）及び株式会社ホームセンターパロー分割準備会社（以下「乙」という。）は、ホームセンター事業及びペットショップ事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

甲（吸収分割会社）は、吸収分割の方法により、本件事業に関して甲が有する権利義務を、乙（吸収分割承継会社）に承継させ、乙はこれらを承継する。

#### （甲）吸収分割会社

商号：株式会社パロー

住所：岐阜県恵那市大井町180番地の1

#### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社ホームセンターパロー分割準備会社

住所：岐阜県多治見市大針町661番地の1

#### （分割対象事業）

甲が行うホームセンター事業及びペットショップ事業

### 第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。なお、承継債務に係る甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、甲が履行その他の方法により債務を消滅させたときは、甲は、乙に対し、求償するものとする。

### 第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式1,800株を発行し、甲に対し、本承継対象権利義務の対価として、そのすべてを割当交付する。

### 第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割の効力発生日における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金      | 90百万円                   |
| (2) 資本準備金    | 100百万円                  |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金    | 0円                      |
| (5) その他利益剰余金 | 0円                      |

### 第5条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

#### 第6条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

#### 第9条（本契約の条件変更及び解除）

1. 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本契約は、第5条により甲及び乙のいずれもの株主総会において本契約による会社分割が承認されることを停止条件として、効力を生じる。

#### 第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年5月8日

（甲）岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社パロー

代表取締役社長 田代 正美

（乙）岐阜県多治見市大針町661番地の1

株式会社ホームセンターパロー分割準備会社

代表取締役社長 田代 正美

（別紙）

#### 承継対象権利義務明細

乙が本件分割により甲から承継する本承継対象権利義務は、本件分割の効力発生日において甲の本件事業に属する、次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、以下の記載は平成27年3月31日現在の貸借対照表を基礎とするものであり、本件分割の効力発生日前日までに増減した場合には増減分を含むものとする。

## 1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

### (1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

現金及び預金、両替準備金、売掛金、商品、貯蔵品、立替金、前払費用、未収入金等

### (2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

器具備品、車両運搬具等（不動産及び知的財産権は含まない。）

## 2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

### (1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金（パートタイム従業員に係るもの）、ポイント引当金等

### (2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

役員退職慰労引当金等

## 3. 雇用契約等

### (1) 雇用契約

本件分割の効力発生日における甲の従業員の労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務の承継は、次のとおりとする。

本件事業に主として従事する「パートタイム従業員及びアルバイト従業員」について

本件分割によって乙に承継する。

以外の従業員について

本件分割によっては乙に承継しない。なお、甲は、本件分割の効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員（パートタイム従業員及びアルバイト従業員を除く）を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。

### (2) 労働協約

甲がパローグループユニオンとの間で締結している労働協約は、本件分割の効力発生後において、甲とパローグループユニオン、乙とパローグループユニオンのそれぞれの間で、引き続き同一内容で効力を有する。

## 4. 知的財産

本件分割の効力発生日において本件事業に属する甲の特許、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産は、本件分割によって乙に承継しない。

なお、乙が本件事業の継続に必要なものについては、別途協議の上甲が乙にその使用を許諾する。

## 5. 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務は、本件分割によって乙に承継する。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び乙に引き継がないものとして甲乙間で合意したものを除く。

6. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものは、本件分割によって乙に承継する。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

吸収分割承継会社である株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社及び株式会社ホームセンターパロー分割準備会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、吸収分割承継会社と当社との協議の上、割当株式数を決定いたしました。

(5) 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社パロー (平成27年6月25日付で「株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社」より商号変更予定)
本店の所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の1
代表者の氏名	代表取締役社長 田代 正美
資本金の額	100百万円
純資産の額	1,695百万円
総資産の額	22,322百万円
事業の内容	スーパーマーケット事業

商号	株式会社ホームセンターパロー (平成27年6月25日付で「株式会社ホームセンターパロー分割準備会社」より商号変更予定)
本店の所在地	岐阜県多治見市大針町661番地の1
代表者の氏名	代表取締役社長 和賀登 盛作
資本金の額	100百万円
純資産の額	6,795百万円
総資産の額	9,945百万円
事業の内容	ホームセンター事業及びペットショップ事業

上記純資産及び総資産の額は平成27年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

以上